

目黒区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2.4.1 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	30年度の 人件費率
元年度	282,628 人	102,809,237 千円	5,729,994 千円	20,903,248 千円	20.33%	22.04%

◆普通会計は、総務省の基準に基づいて分類・集計した統計上の会計で、全国の地方公共団体の財政状況と比較することができます。

◆人件費 (B) は、建設事業に係る人件費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
元年度	1,920 人 (166 人)	6,870,973 千円	2,737,421 千円	3,301,529 千円	12,909,923 千円	6,724 千円	6,837 千円

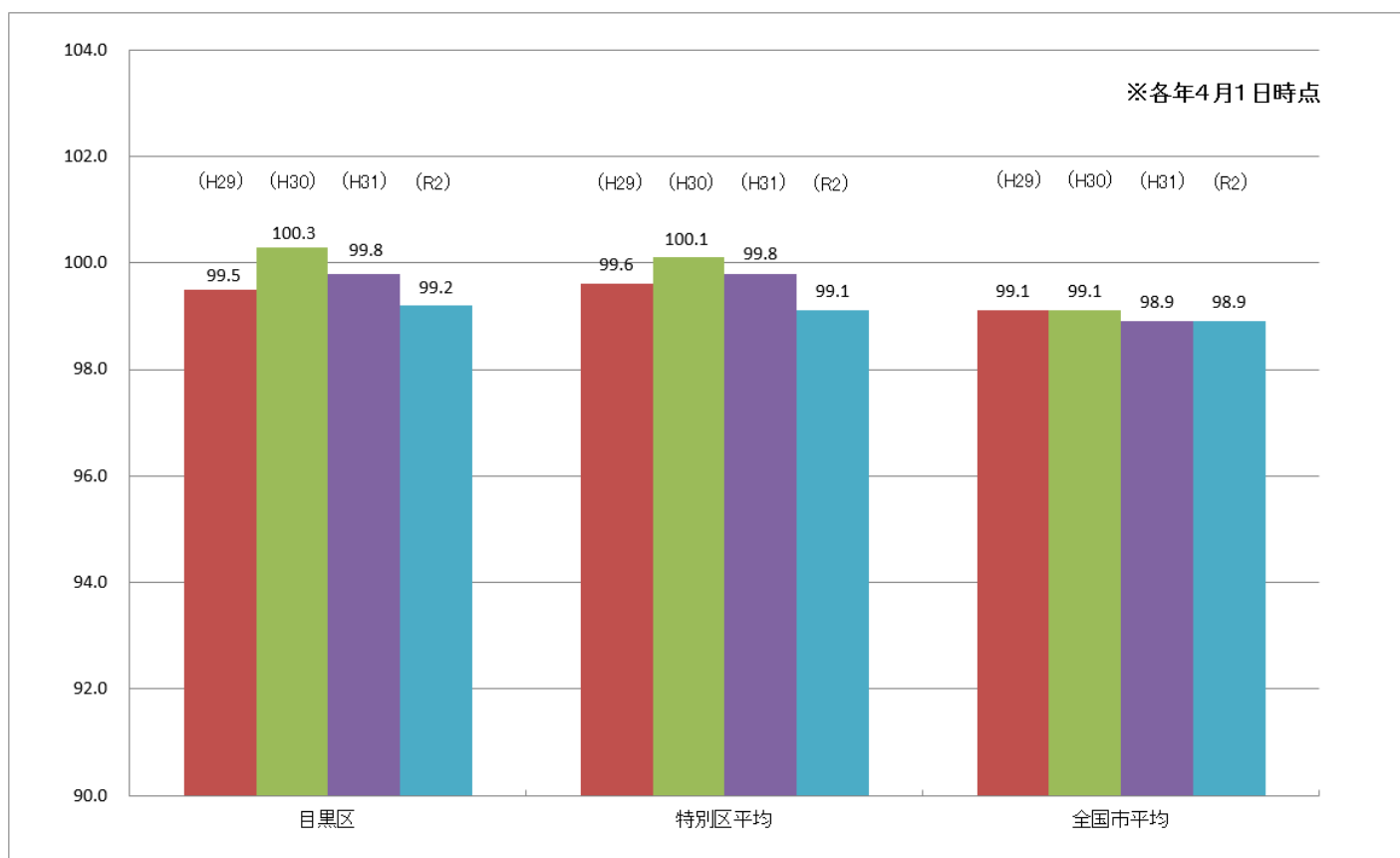
◆職員数の () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

◆職員数は、平成31年4月1日現在の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別会計の計上職員、臨時・非常勤職員を除きます。(ただし、被災地派遣職員は含む。)

◆職員手当には、退職手当を含みません。

◆給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費を含みます。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和2年4月1日現在）



◆ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況（令和2年度における特別区人事委員会の勧告内容）

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定率)		
2年度	380,804 円	380,961 円	▲157 円 (▲0.04%)	—	—	—

- ◆「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の令和2年4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。
- ◆民間給与、公務員給与ともに本年度の新卒採用者は含まれていません。
- ◆改定率については、民間給与とおおむね均衡しており改定がないため「—」としています。

②特別給（期末・勤勉手当）

民間における特別給の支給状況を勘案し年間の支給月数を0.05月引下げ、支給月数の引下げ分については、民間の状況を考慮し期末手当に割り振った改定となっています。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	国の年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定月数)		
2年度	4.60 月	4.65 月	▲0.05 月	▲0.05 月	4.60 月	4.45 月

- ◆「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

一般行政職の給料表については、特別区人事委員会勧告を踏まえて見直しを行ない、平成27年度より平均1.73%引下げを行ないました。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を図るため見直しを実施しました。ただし国の初任給との均衡や人材確保の観点からI類（大学卒程度）初任給については引き下げを行なっていません。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20％に対し、目黒区においても20％を支給します。

（実施時期）平成27年4月1日より実施

（参考）

支給割合	平成26年度	平成27年度		平成28年度以降の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
目黒区の支給割合	18%	20%	20%	20%

（6）その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	40.7歳	298,228円	435,740円	375,588円
東京都	41.8歳	314,885円	457,097円	396,487円
国	43.2歳	327,564円		408,868円
特別区平均	40.6歳	300,184円	423,067円	377,355円

◆「平均給与月額」とは、給料と諸手当（期末勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く。）を含んだ平均月額です。

◆「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものです。

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	51.6歳	184人	292,398円	384,375円	360,661円
うち用務	54.4歳	34人	300,321円	374,920円	368,414円
うち清掃職員	49.4歳	88人	298,248円	405,497円	370,484円
うち調理	53.5歳	30人	286,747円	358,542円	349,436円
東京都	50.3歳	一人	291,521円	397,001円	360,751円
国	50.9歳	2,319人	287,283円		328,862円
特別区平均	52.9歳	273人	294,967円	396,528円	363,538円

民間			参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	55.9 歳	207,900 円	1.80
廃棄物処理業従業員	46.2 歳	300,100 円	1.35
調理士	40.4 歳	302,100 円	1.19

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
目黒区			
うち用務	6,231,618 円	2,862,400 円	2.18
うち清掃職員	6,647,493 円	4,166,100 円	1.60
うち調理	5,864,536 円	4,063,300 円	1.44

◆民間データは、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査 (賃金センサス)」の平成29年から平成31年の3か年の平均を掲載しています。なお、区職員は、常勤職員のデータで、民間には非常勤職員等のデータが含まれます。

◆平均給与月額は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは、「きまって支給する現金給与額」を1.2倍したものに年間賞与の額を加えた試算値です。

◆民間の用務員および廃棄物処理業従業員は全国平均を、また、調理士は東京都の平均を掲載しています。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
目黒区	35.2 歳	311,289 円	414,478 円
東京都	40.1 歳	336,864 円	435,902 円
特別区平均	37.0 歳	318,658 円	426,931 円

◆「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

◆「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆東京都は「小中学校教育職」の数値を表示しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		目黒区	東京都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	183,700 円	183,700 円	【総合職】 186,700 円 【一般職】 182,200 円
	III 類 (高校卒程度)	147,100 円	145,600 円	150,600 円
技能労務職		142,500 円	143,000 円	
教育職	大学卒	194,800 円	197,300 円	
	短大卒	177,700 円	180,400 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	275,454 円	355,900 円	378,430 円	398,853 円
	高校卒	217,338 円(※1)	303,788 円(※2)	348,213 円(※3)	374,083 円
技能労務職		199,183 円(※4)	282,840 円(※5)	302,600 円	296,908 円
教育職	大学卒	(※6)			

※ 経験年数には、採用前の職歴等を加算した年数を含めます。

※1 対象者が少ないため、経験年数9年～11年の平均給料月額を掲載

※2 対象者が少ないため、経験年数19年～21年の平均給料月額を掲載

※3 対象者が少ないため、経験年数24年～26年の平均給料月額を掲載

※4 対象者が少ないため、経験年数8年～12年の平均給料月額を掲載

※5 対象者が少ないため、経験年数19年～21年の平均給料月額を掲載

※6 教育職(大学卒)については、当該区分に該当する職員がなく、かつ、近似データが存在しないため、掲載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

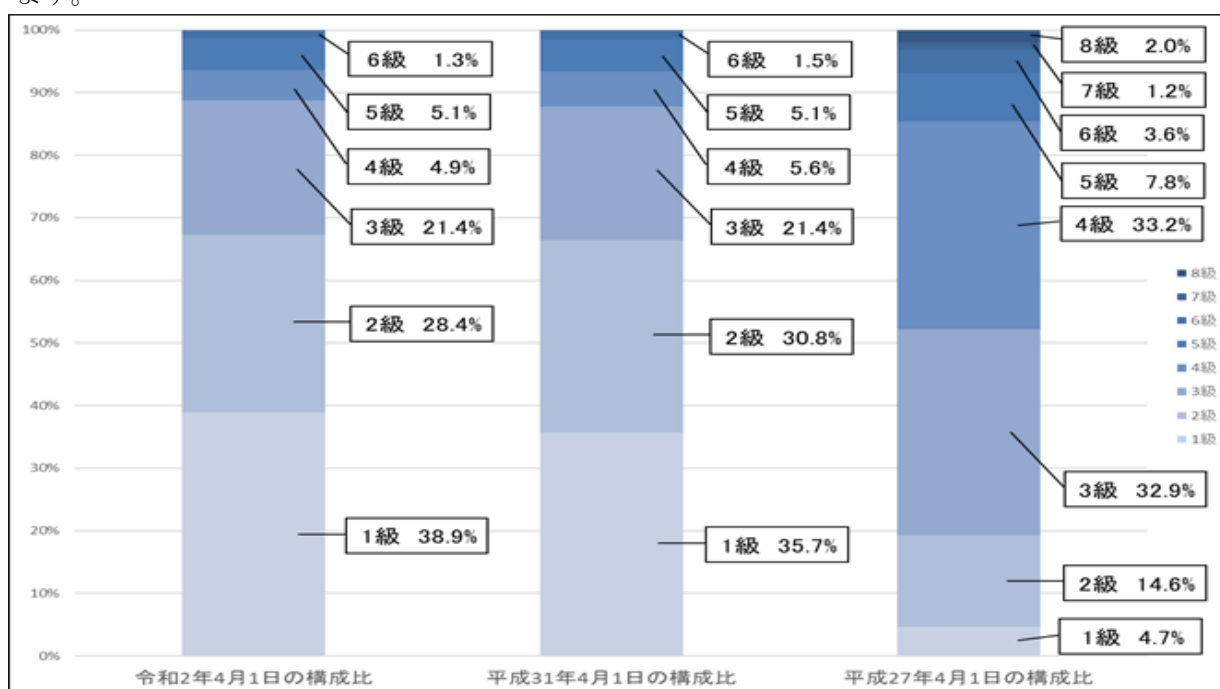
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	13人	1.3%	370,300円	515,500円
5級	課長	52人	5.1%	285,000円	455,000円
4級	課長補佐	50人	4.9%	254,200円	429,200円
3級	係長・主査	220人	21.4%	227,300円	407,300円
2級	主任	292人	28.4%	197,100円	358,400円
1級	係員	400人	38.9%	142,500円	324,800円

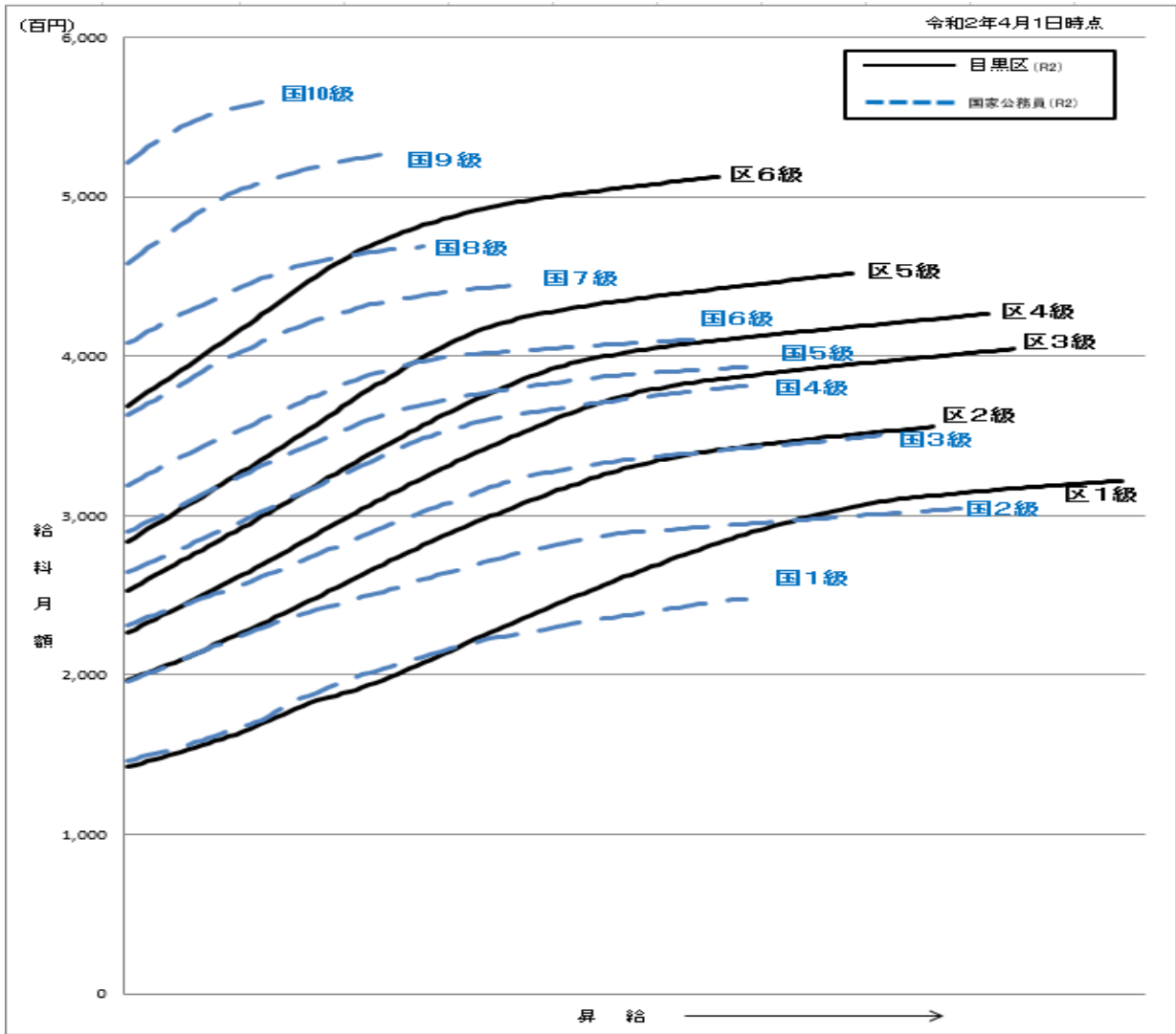
◆目黒区給与条例に基づく給料表の級区分による職員（再任用職員を除く。）数です。

◆標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

◆行政系人事制度の改正により、平成30年4月1日から職務の級を8層制から6層制に統合・再編しています。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価結果の反映状況（目黒区）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和2年4月1日現在）

目黒区	東京都	国
1人あたり平均支給額（元年度） 1,636,661円 （再任用を除く職員 1,787,184円） （再任用職員 581,347円）	1人あたり平均支給額（元年度） 1,896千円	
（元年度支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 2.05月分 （1.45月分）（1.00月分） ◆ 管理職員 期末手当 勤勉手当 2.20月分 2.45月分 （1.25月分）（1.20月分）	（元年度支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 2.05月分 （1.45月分）（1.00月分） ◆ 管理職員〔課長級/部長級〕 期末手当 勤勉手当 2.20/2.00月分 2.45/2.65月分 （1.25月分）（1.20月分）	（元年度支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 （1.45月分）（0.87月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

◆（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

区 分		目 黒 区		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (1%~45%加算)	
退職時特別昇給		4号給又は8号給			
1人当たり平均支給額		904千円	20,690千円		

◆退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度退職者分の平均額です。

- ◆退職時の特別昇給
 - ・生命を賭して、善行を行った者の死亡退職の場合：4号給
 - ・功績顕著な者が公務上の傷病により退職する場合：8号給

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		1,532,566千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		703,658円	
支給対象地域	支給率	支給対象地域	支給率
目黒区	20%	目黒区	20%
興津自然学園(千葉県勝浦市)	12%	興津自然学園 (千葉県勝浦市)	12%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		16,990千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		66,367円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		11.50%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記の職員に対する 支給単価
特定危険現場 作業手当	施設課に勤務する職員	区の施設に設置される昇降機の新設、修繕及び改修に伴う検査業務	2,520円	従事した1日につき 420円
	水防本部設置に伴う召集を受けた職員	当該年度の水防活動計画に定める警戒箇所における水防作業	128,260円	従事した日1日につき 1,060円
福祉業務手当	福祉に関する事務所に勤務する職員	生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は老人福祉法に定める業務を行うための家庭等への訪問	1,950,200円	従事した日1日につき 490円

児童相談所関係業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法第12条第2項に規定する業務を行うため家庭訪問、指導、相談等への従事	令和2年度より施行のため、支給実績なし	従事した日1日につき490円
		児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務への従事	令和2年度より施行のため、支給実績なし	従事した日1日につき1470円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第9項に規定する感染症の患者に接し、又は当該病原体等に接触する業務	0円	従事した日1日につき700円
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項及び第4項に規定する感染症の患者に接し、又は当該病原体等に接触する業務	267,840円	従事した日1日につき310円
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第2号に規定する感染症の患者に常時接する業務に従事する者が、家庭等に訪問することにより、当該患者に接する業務	3,060円	従事した日1日につき180円
清掃関係業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務	14,639,100円	従事した日1日につき700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	819,067千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	427千円
支給実績（平成30年度決算）	698,125千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	353千円

◆職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)						
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給 ・配偶者 6,000 円 ・子 9,000 円 ・父母等 6,000 円 ・16～22 歳の子 1 人につき 4,000 円加算	異なる	6,500 円 10,000 円 6,500 円 5,000 円	106,040 千円	186,036 円						
住居手当	職員の住居費の一部を補うため、月額 27,000 円以上の家賃を支払っている者に支給 ※平成 26 年 4 月 1 日より制度改正あり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>～27 歳</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>～32 歳</td> <td>17,600 円</td> </tr> <tr> <td>～上記以降</td> <td>8,300 円</td> </tr> </table>	～27 歳	27,000 円	～32 歳	17,600 円	～上記以降	8,300 円	異なる	家賃負担者に最大 28,000 円	89,693 千円	169,233 円
～27 歳	27,000 円										
～32 歳	17,600 円										
～上記以降	8,300 円										
通勤手当	通勤に要する経費の一部を補うために運賃等相当額を支給 ・交通機関利用者 1 か月当たりの支給限度額 55,000 円 ・交通用具利用者 2,600～24,900 円	異なる	交通用具等の使用距離区分と支給額	230,149 千円	121,164 円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給 ・部長及びこれに相当する職 127,600 円 ・重要かつ困難な事務を処理する課長の職 101,500 円 ・課長及びこれに相当する職 92,300 円	異なる	支給区分支給金額	106,614 千円	1,158,849 円						
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難な職員について、その採用困難な状況や民間における賃金との較差等を考慮して支給 支給期間に応じて 118,000～268,500 円	異なる	支給区分支給金額	7,366 千円	2,455,600 円						
休日給夜間勤務手当	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100 夜間手当…正規の勤務時間における勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対して支給。 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ	/	62,670 千円	160,282 円						
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給	異なる	支給区分支給金額	0 千円	0 円						

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、以下に勤務した場合に支給。職と勤務時間に応じて 4,000～18,000 円を支給 ・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に支給	異なる	支給金額 3,000 円～ 18,000 円	476 千円	28,000 円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 基礎額 30,000 円 加算額 100 km以上 200 km未満 6,000 円 200 km以上 300 km未満 10,000 円 300 km以上 14,000 円	異なる	支給金額 30,000 円～ 100,000 円	1,056 千円	528,000 円
義務教育 等教員特 別手当	人材確保法の趣旨に沿うため、教育職員の給与について特別の措置を講ずるため支給 その者の発令級号給に応じて 1,120～4,150 円			973 千円	40,557 円

◆元年度決算の値は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の合計です。

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		給料・報酬	地域手当	(参考) 特別区における給料・報酬の 最高/最低額
給料	区 長	1,055,000 円	211,000 円	1,286,500 円/974,800 円
	副区長	844,000 円	168,800 円	1,027,000 円/828,600 円
	教育長	738,000 円	147,600 円	933,600 円/726,400 円
	代表監査委員	628,000 円	125,600 円	729,700 円/625,200 円
報酬	議 長	902,000 円	－円	956,000 円/856,000 円
	副議長	789,000 円	－円	809,000 円/756,100 円
	議 員	596,000 円	－円	621,000 円/589,000 円
期末手当	区 長 副区長 教育長 代表監査委員	(令和元年度支給割合) 3.60 月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和元年度支給割合) 3.55 月分		
退職手当	区 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副区長	退職時給料月額×在職年数×450/100	18,990,000 円	任期ごと
	教育長	退職時給料月額×在職年数×306/100	10,330,560 円	任期ごと
	代表監査委員	退職時給料月額×在職年数×230/100	5,092,200 円	任期ごと
		退職時給料月額×在職年数×195/100	4,898,400 円	任期ごと

◆退職手当の「1 期の手当額」は、令和2年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（教育長：3 年＝3 6 月、その他の特別職：4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（令和2年4月1日現在）

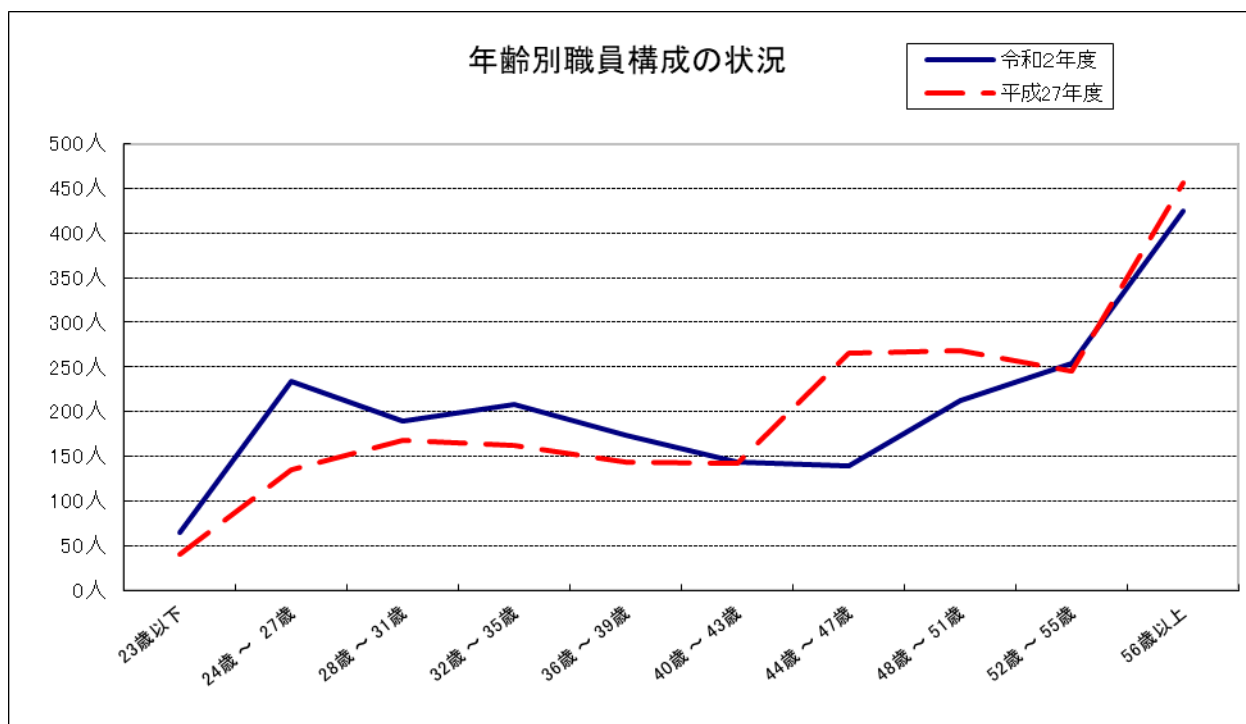
（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政	議会	13	13	0	
		総務	345	364	19	増：情報化推進・危機管理・マイナンバーカード普及促進業務増員、国勢調査・オリンピック・パラリンピック実施年度
		税務	76	78	2	増：再任用職員の活用終了
		民生	835	824	-11	増：保育園指導検査・生活保護業務増員、学童保育クラブの新設・委託化対応 減：保育園民営化
		衛生	236	240	4	増：災害医療・受動喫煙対策・民泊業務増員
		労働	1	1	0	
		商工	16	15	-1	減：プレミアム付商品券の終了
		土木	205	212	7	増：都市計画マスタープラン・自転車シェアリング・分譲マンション適正管理・再開発事業支援業務増員
		計	1,727	1,747	20	
	教育部門	190	188	-2	増：再任用職員の活用終了 減：学校事務・学校用務業務見直し	
小計		1,917	1,935	18		
		(166)	(134)	(-32)		
公営企業等会計部門	国民健康保険事業会計	46	46	0		
	後期高齢者医療事業会計	11	12	1	増：後期高齢者業務増	
	介護保険事業会計	48	51	3	増：福祉施設指導検査業務増員	
	小計	105	109	4		
		(6)	(7)	(1)		
合計		2,022	2,044	22	<参考>	
		(172)	(141)	(-31)	人口1万人当たり職員数 72.61人	

◆職員数は一般職に属する職員数（再任用フルタイム勤務職員を含む。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、臨時・非常勤・会計年度任用職員を除きます。

◆（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



年齢区分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳以上	合計
令和2年度	65人	234人	190人	208人	174人	143人	139人	212人	254人	425人	2,044人
平成27年度	40人	135人	168人	162人	143人	142人	266人	269人	245人	457人	2,027人

※年齢区分については、年度末の年齢で表記しています。

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門別	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数(率)	
普通会計部門		1,920	1,905	1,918	1,921	1,917	1,935	15	0.78%
うち一般行政職		1,712	1,705	1,720	1,726	1,727	1,747	35	2.04%
うち教育部門		208	200	198	195	190	188	-20	-9.62%
公営企業等会計部門		107	105	104	103	105	109	2	1.87%
総合計		2,027	2,010	2,022	2,024	2,022	2,044	17	0.84%